

# 加 須 市 議 会

## 基 本 条 例



### 私 たち の 決 意

(条例の前文から抜粋)

加須市議会は、地方自治の本旨の実現を目指し、市民の意思にそった自治の推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、全力で市民の信託に応えていくことを決意し、ここに加須市議会の運営及び加須市議会議員の活動原則等の基本的事項を定め、地方自治法を踏まえた議会の最高規範として、この条例を制定します。

(平成30年7月3日)

加 須 市 議 会

## ◆ 条例の概要 ◆

議会基本条例は、前文と全7章、33条及び附則で構成されています。

前文	加須市議会が不断の議会改革を重ね、市民の信託に応えていく市議会の決意を表しています。
第1章	基本条例の目的や条例中の定義、基本理念について規定しています。
第2章	定例会、議会の運営、議員活動の原則について規定しています。
第3章	議会の透明性、市民との連携・協働の推進、意見交換及び議会報告について規定しています。
第4章	議員の政策立案機能の強化、専門的知見の活用、会派、政務活動費、政治倫理等について規定しています。
第5章	議会と市長等との関係として、議決事件、質問等の論点の明確化、文書質問、災害時における議会の対応等について規定しています。
第6章	議員定数及び報酬について規定しています。
第7章	条例の最高規範性、条例研修、評価と見直し手続について規定しています。

## ◆ これまでの主な取組 ◆

### ○議会の透明性の確保

政務活動費（領収書を含む）をホームページで公表（平成29年6月～）

### ○市民参加及び市民との連携

市民公開講座「市民とともに進める議会改革」を実施（平成30年7月・8月）

第1回：加須市議会基本条例制定報告会及び意見交換会

第2回：講演会を実施（「市民とともに進める議会改革」）



市民公開研修講座

### ○広聴広報活動の充実

加須市議会モニターを委嘱（平成30年7月）

### ○公聴会制度等の活用

加須市議会基本条例素案に関する公聴会を開催（平成29年11月）

### ○市民との意見交換及び議会報告

加須市議会議員と平成国際大学学生との意見交換会を開催

（平成30年10月）



市内企業訪問研修

### ○議員研修の充実強化

常備消防の災害対策についての議員研修会（平成30年1月）

市内企業訪問研修会（ブリヂストンローテック株式会社、ゾッコ株式会社、株式会社湖池屋）（平成30年8月）

### ○大学との連携、専門的知見の活用

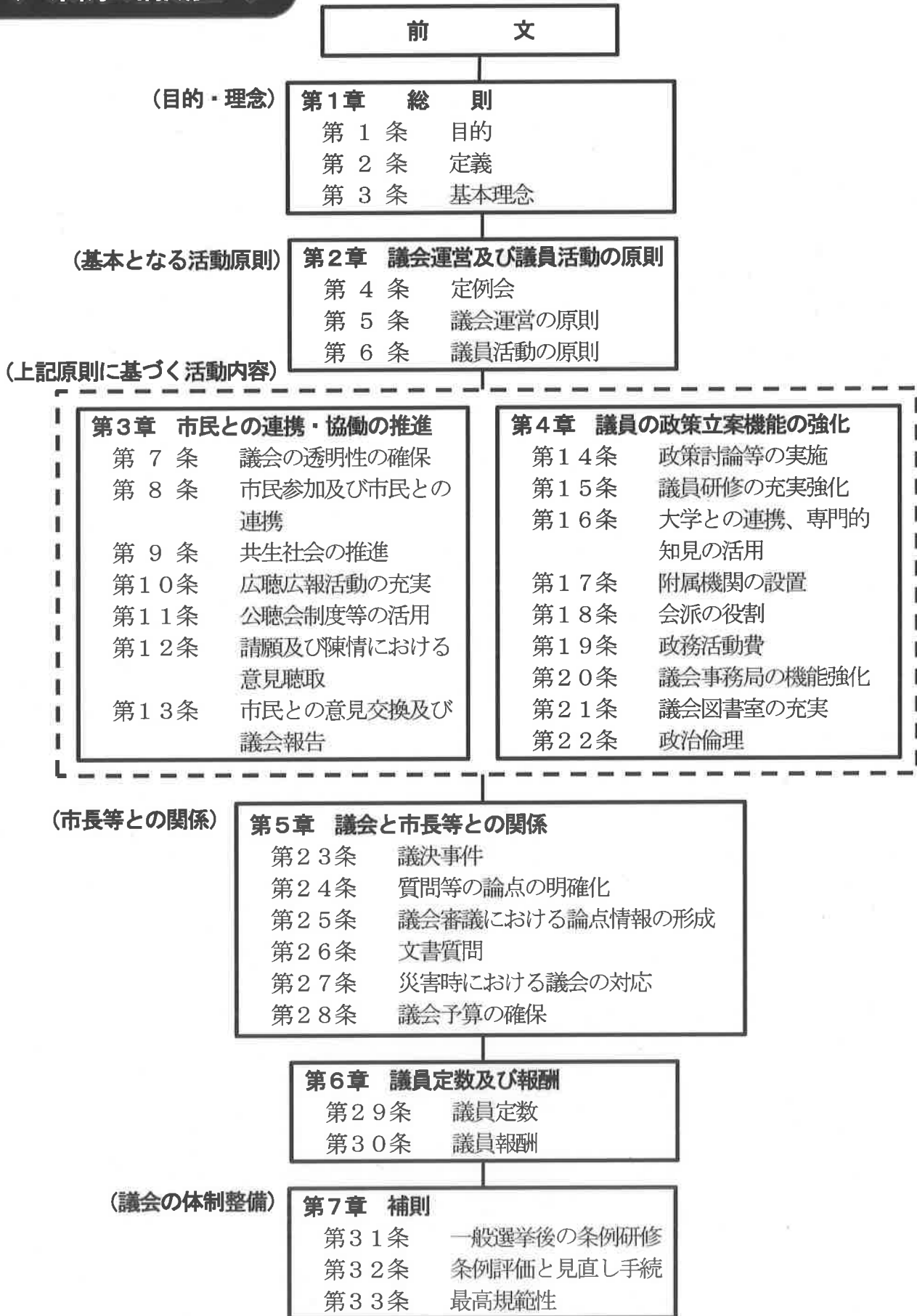
「加須市議会と平成国際大学との連携協力に関する協定」を締結（※県内3例目の締結）（平成30年5月）

### ○災害時における議会の対応

加須市議会業務継続計画（市議会版BCP）を策定（平成30年7月）

加須市議会業務継続計画（市議会版BCP）に基づく図上訓練を実施（平成30年11月）

◆ 条例の構成図 ◆



## ◆ 条例Q&A ◆

Q1 議会基本条例って、何？



A1 議会運営や議員活動の原則や制度など議会の基本的な事項を定めた条例で、議会の最高規範です。

Q2 なぜ条例が必要なの？



A2 地方分権の時代となり、真の住民自治を定着させ、新たな地域を自ら創り育てるまちづくりが重要課題となっております。

このような中、市民の信託に的確に応え、市民福祉の向上、住民自治の充実及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的に、条例を制定しました。

Q3 今後の具体的な取組は？



A3 実効性のある条例にするため、積極的な情報公開や意見交換会の開催など、規定した内容の具体化を図ってまいります。

また、条例に基づいた活動について隔年でその事業評価を行い、必要に応じて条例の改正その他適切な措置を講じます。

## ◆ 条例施行までの経過 ◆

- |                      |  |
|----------------------|--|
| ○平成28年3月17日          | 議会改革検討委員会を設置   |
| ○平成28年11月30日         | 議会改革特別委員会を設置   |
| ○平成29年2月             | 議会改革アンケートを実施   |
| ○平成29年10月            | 加須市議会条例素案を作成   |
| ○平成29年11月17日         | 加須市議会基本条例素案に関する公聴会を開催<br>(公述人4人から意見を聴取し、約50名の市民が参加)          |
| ○平成30年1月～2月          | 加須市議会基本条例案に関するパブリックコメントを実施<br>(23名の市民及び1団体から計78件の意見をいただく)    |
| ○平成30年2月～5月          | 条例案について個別に議論し、必要な修正等を実施                                      |
| ○平成30年第2回定例会<br>(6月) | 『加須市議会基本条例』を上程、全会一致で可決<br>(この間、24回の議会改革特別委員会及び6回の執行部事前協議を実施) |
| ○平成30年7月3日           | 加須市議会基本条例(平成30年加須市条例第34号)の公布・施行                              |

平成30年12月発行 加須市議会 議会事務局  
電話 0480-62-1111 FAX 0480-61-2193 E-mail gikai@city.kazo.lg.jp

※ 条例の全文は、ホームページをご覧ください。

加須市議会 基本

検索